

郡山市観光戦略ビジョン策定支援業務委託に係る質問に対する回答一覧

No	質 問	回 答
1	3 策定の方針（2）について、 「また、受注者が考える本市の最重要PRポイントを提案の中で示すこと。」とあるが、『PRポイント』の定義を教えてください。 （個別の施設や事業者、スポットなどの粒度で示す必要があるか）	PRポイントの定義としては、“推し進めていくべき魅力”であり、「〇〇〇なまち郡山」といったテーマを示すことも提案と考えており、個別の施設の事業者やスポットなどを取り上げることは必須ではありません。なお、提案にあたっては提案する理由・背景をお示ください。
2	3 策定の方針（3）について、 「インバウンド宿泊数の個別データを活用したビジョンとすること。なお、活用したデータについても提供すること。」とあるが、貴市よりデータを提供いただけるのか、受託事業者にて独自に取得/収集する必要があるか。	本市で把握するインバウンド関係の数字は、「観光庁 宿泊旅行統計調査 参考第9表」のみであるため、本市からのデータの提供はできません。インバウンドの動向を踏まえ、ビジョンの策定を進めるため、既存データの分析やビッグデータの活用のほか、アンケートの実施等を想定しています。
3	3 策定の方針（10）について、 「提案書の規模については、A4判縦型横書きで15ページ以内とすること。」とあるが表紙(様式3)も含めて15ページか。	表紙は含まないものとし、実際の提案内容のボリュームを15ページ以内としてください。
4	6 パブリックコメントの実施支援について、 パブリックコメントの期間としてどの程度の日数を想定しているか	30日程度を想定しています（1月頃）。
5	7 郡山市観光戦略ビジョン（本編・概要版）の作成について、 「本編・概要版の内容確定後、印刷・納品すること。」とあるが、成果品としては部数が指定されておらず、印刷納品は何部程度を想定しているか。	データでの納品を前提としているため、印刷は、プリンター等で出力したもの（製本不要）を1部提出ください。
6	要領：5 参加申込書等の作成及び提出について、 「※うち7部については、社名を除いたものとする」とあるが、『社名』だけを除けばよいのか。（代表取締役を含む個人名や自社サービス名で社名を特定することも可能であるが、それらの提案書上での取り扱いはどうすればよいか）	提案者に属する個人名についても除いてください。なお、提案者が提供するサービス名については、本業務に活用できる内容で提案の質が上がるものであれば、そのまま記載いただいても構いません。
7	策定にあたり、庁内での意見をいただく会議や、決裁をする役職者等への説明はどのくらいの頻度、時期を想定されているか	庁内での意見を聞く会議は想定しておらず、決裁権者等への説明は素案作成直後とパブリックコメント実施前の2回（9月・12月）を想定しています。